

3 専門的・家内労働者のみなさまへ

②で述べたように、家内労働法は委託者にいろいろな義務を課しています。家内労働法が守られるためには、家内労働者のみなさん自身が法の内容を知って、委託者に働きかけることが大切です。

また、万が一に備えて労災保険制度にもぜひ加入しましょう。

労災保険特別加入制度について

仕事が原因でケガや病気をしたときのために、国では、労災保険制度をもうけて保険給付を行っています。これは本来、雇用労働者を対象としていますが、特に危険有害な仕事をしている家内労働者も加入できます。

① 加入できるのは、例えば次のような方です。

ア プレス機械等を使って、金属・合成樹脂・皮などを加工している方

イ 有機溶剤又はそれを含んでいる物を使って、履物、鞆などを製造・加工している方

② 加入の方法は？

家内労働者の場合は、個人ではなく団体を通じて加入することになります。すでに労災保険関係の成立している「家内労働者の特別加入団体」に加入する方法があります。

③ 補償給付の内容

家内労働者が、その作業により、ケガをしたり病気になったとき、以下のような給付が受けられます。

- ケガや病気がなおるまで、無料で治療が受けられます。
- 療養のため仕事ができず休業した場合、休業補償給付が受けられます。
- ケガや病気がなおったあと障害が残ったときは、年金や一時金が支給されます。
- 死亡した場合は、遺族に対して、年金や一時金が支給されます。葬祭を行う人に対して、葬祭料が支給されます。
- 仕事上のケガや病気による一定の障害により、現に介護を受けている方は、介護補償給付を受けられる場合があります。

